

	◎及び●の自治体 (■及び▲の自治体も準じて実施)	
	>基準値の2分の1の市町村	その他の市町村
>基準値の2分の1	3検体以上※1	1検体以上
牛肉	農家毎に3か月に1回※2	
乳	クーラーステーション等の単位で 定期的実施※3	
内水面魚 海産魚	定期的実施	

※1：県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。

※2：自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家は、12か月に1回程度とすることができる。ただし、過去3年間に於いて基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されることがない農家で飼養される牛で、飼料の流通・利用の自粛対象外であるほ場で生産された飼料又は輸入飼料のみが給与され、かつ、自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置が取られていることを都道府県が確認し、検査の必要がないと認める牛については検査を要しないことができる。

※3：自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認し、出荷制限が解除されてから3年を経過した区域で生産された原乳のみを取り扱っており、かつ直近3年間の検査が全て基準値の1/2以下であるクーラーステーション等についてはこの限りではない。

直近1年間（2023年4月1日から2024年2月29日まで）の結果に基づき分類

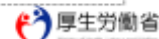
◎：基準値超過が検出された自治体。

●：基準値の1/2の超過が検出された自治体（基準値超過が検出されたものを除く）。

▲：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要な自治体。

■：「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（2024年3月26日）」（原子力災害対策本部）の別添において検査対象となっているもの

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（2024年3月26日）」より作成



この表は、検査において基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体（◎の自治体）、及び基準値の2分の1を超える放射性セシウムが確認された自治体（●の自治体）等における検査の検体数及び検査頻度を示しています。

原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（2024年3月26日）」では、次のように示されています。

- ・2023年4月以降、当該食品分類で基準値の2分の1を超える品目が確認された自治体で、当該品目から基準値の2分の1を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（生息等の実態を踏まえ、県内の市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。（表中◎及び●）

出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除については、原則として1市町村当たり3箇所以上、直近1か月以内の検査結果が全て基準値以下であることや、原木しいたけ等基準値以下にするために栽培管理等が特に必要な作物については、基準値を超える汚染の原因となる要因が管理等により取り除かれていることなどの条件が示されています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2025年3月31日